

< P20 の※4 改正内容（平成 29 年 4 月 1 日より施行） >

3, 3' -ジクロロ-4, 4' -ジアミノジフェニルメタン（MOCA）等 に係る特殊健康診断の検査項目

以下は、改正後のMOCA等に係る特殊健康診断の検査項目を示すものであり、下線は今回の変更点である。

【一次健康診断】

1 必須項目

- 業務の経歴の調査 （業務従事労働者の健康診断に限る。）
- 作業条件の簡易な調査 （業務従事労働者の健康診断に限る。）
- MOCAによる上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 尿中の潜血検査

2 医師が必要と認める場合に行う検査項目

- 尿中のMOCAの量の測定 （業務従事労働者の健康診断に限る。）
 - 尿沈渣検鏡の検査
 - 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査
 - 肝機能検査
 - 腎機能検査
- （備考）「肝機能検査」は、一次健康診断の必須項目から変更するものであり、「腎機能検査」は、二次健康診断の医師が必要と認める場合に行う検査項目から変更するものである。

【二次健康診断】

1 必須項目

- 作業条件の調査 （業務従事労働者の健康診断に限る。）

2 医師が必要と認める場合に行う検査項目

- 膀胱鏡検査
- 腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査
- 胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査
- 喀痰の細胞診
- 気管支鏡検査